

5. 法学部

I	法学部の教育目的と特徴	5 - 2
II	分析項目ごとの水準の判断	5 - 3
	分析項目 I 教育の実施体制	5 - 3
	分析項目 II 教育内容	5 - 7
	分析項目 III 教育方法	5 - 14
	分析項目 IV 学業の成果	5 - 19
	分析項目 V 進路・就職の状況	5 - 20
III	質の向上度の判断	5 - 22

I 法学部の教育目的と特徴

法学部は、京都大学の基本理念と長期目標を基礎に、平成 15 年 3 月、法学・政治学の基礎的・原理的研究や、先端的研究に裏打ちされた知識の提供等を柱とした基本的目標をとりまとめた。そして、かかる目標をもとに、その具体化として以下の諸点を学部の教育活動の目的として定めた。

1. 法学部は、教育の成果に関し、社会・国家についての制度設計や組織運営に関する基礎的能力を備えた人材を世に送り出すことを目的として、法学・政治学に関する素養と現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させる教育を行うことを目標とする。

2. 法学部は、教育の内容に関し、国際化に対応しうる、また法学・政治学を中心に基礎的な知識を備え、各界において指導的役割を果たしうる人材を養成するのに適切な教育を行うことを目標とする。

3. 法学研究科・法学部は、教育の実施体制に関し、法科大学院、国際公共政策専攻（平成 18 年に公共政策大学院に改組）、法政理論専攻、法学部という多様な目的をもった学生を教育する組織を併存させる中で、これら諸教育組織の特性を有機的に組み合わせて全体として活力ある研究科・学部の体制を整えることを目標とする。一方で、従来通り学部学生に対しては主に基礎的・原理的な知識の修得を課すると同時に、他方で、高度な専門知識を備えた職業人を養成する教育組織の設置を契機として、大学院においてはもとより、学部においても基礎的・原理的知識と先端的・応用的知識を自ら有機的に結合して現代社会の諸分野で活躍する人材を育成すべく、教育の実施体制を一層整えていくことを目指す。

4. 法学部は、学生への支援に関し、履修指導を充実し、学習相談・助言体制を整備することにより法学・政治学に関する幅広い学修を促し、図書室等の施設を有効かつ適切に利用する方策を講じて、より深い自主的な学修へと導くことを目標とする。また学修や研究に資するために法学・政治学関係の図書・資料類の一層の充実を図るとともに、情報検索・文献複写等の利便性の向上に努めることにより、効果的な学習支援を積極的に行う。必要性が高まっている学部学生に対する情報教育についても法学部として対応に努力するとともに、国家試験等に関するガイダンスにも積極的に対応する。

[想定する関係者とその期待]

法学部は、主として、(1) 法学の基礎的素養を身に付け、法科大学院に進学して法律家を目指す者を多数育成してほしいと願う法曹界の期待、(2) 高度な企画力・判断力に加えて計画的な実行力も身に付けた人材を求める中央官庁や地方自治体の期待、(3) 自由な発想や主体性・行動力を備えた個性ある人材を希求する企業の期待、(4) 大学院に進学して法学や政治学の研究者や大学教員を志す者を待ち望む学界の期待に、法学・政治学教育を通じて応えようとするものであり、それゆえこれら各界での活躍を望む学生やその家族の期待に応じようとするものである。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況) 平成4年のいわゆる大学院重点化により、それまで学部に置かれた講座が大学院法学研究科に移され、学部教育は大学院所属の教員が兼担することになった。高度に専門化した先端的あるいは実務的学問領域に係る教育は大学院法学研究科に、学部教育は基礎的科目に限定して、段階的なカリキュラム編成とするよう、教育における役割の明確化が図られた。さらに、平成16年の国立大学法人化や同年の法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)の設立に合わせて、カリキュラムが大幅に改定され、法学部は、ゼネラリストとして社会の各界で活躍する人材を育成すべく、幅広い学識・教養を習得させ、制度・社会に関する基本的知識を教授することに、教育の照準を合わせた。その後、平成18年度からの公共政策大学院設置に伴い、同大学院の法学・政治学系教員も、学部教育を兼担している。以上のような経緯を経て、現在では、法学部専門科目のほとんどを、法学研究科及び公共政策大学院の専任教員が兼担するに至っている(資料I-1参照)。

資料I-1 法学部専門科目規程第1条・第2条が定める専門科目の担当教員(平成19年度)

(出典: 京都大学大学院法学研究科・法学部規程集)

区分	科目名	職名	担当教員名	部局等	
基礎法学	法理学	教授	亀本 洋	法学研究科	
	法社会学	准教授	船越 資晶	法学研究科	
	日本法制史	教授	伊藤 孝夫	法学研究科	
	西洋法制史	非常勤講師	耳野 健二	京都産業大学法学部教授	
	ローマ法	教授	林 信夫	法学研究科	
	東洋法史	教授	寺田 浩明	法学研究科	
	英米法概論	教授	木南 敦	法学研究科	
	ドイツ法	教授	服部 高宏	法学研究科	
	フランス法	(平成19年度は開講せず)			
公法	憲法第一部(総論・統治機構)	教授	大石 眞	公共政策連携研究部	
	憲法第二部(基本権)	教授	土井 真一	法学研究科	
	行政法第一部(総論)	教授	芝池 義一	法学研究科	
	行政法第二部(救済法)	教授	岡村 周一	法学研究科	
	税法	教授	岡村 忠生	法学研究科	
	国際法第一部(総論・領域)	教授	浅田 正彦	法学研究科	
	国際法第二部(対人管轄・紛争)	教授	酒井 啓亘	法学研究科	
	国際機構法	教授	位田 隆一	公共政策連携研究部	
第1条が定める専門科目	民法第一部(総則・親族)	教授	山本 豊	法学研究科	
	民法第二部(物権)	教授	山本 敬三	法学研究科	
	民法第三部(債権総論・相続)	教授	潮見 佳男	法学研究科	
	民法第四部(債権各論)	教授	橋本 佳幸	法学研究科	
	商法第一部(総則・手形)	教授	洲崎 博史	法学研究科	
	商法第二部(会社)	教授	森本 滋	法学研究科	
	経済法	教授	川濱 昇	法学研究科	
	民事訴訟法	教授	徳田 和幸	法学研究科	
	国際私法	教授	櫻田 嘉章	法学研究科	
	国際取引法	(平成19年度は開講せず)			
	労働法	教授	村中 孝史	法学研究科	
	社会保障法	教授	西村健一郎	法学研究科	
	刑法第一部(総論)	教授	塩見 淳	法学研究科	
刑法第二部(各論)	教授	高山佳奈子	法学研究科		
刑事訴訟法	教授	酒巻 匡	法学研究科		

政治学	刑事学	教授	吉岡 一男	法学研究科	
	政治原論	教授	的場 敏博	法学研究科	
	政治過程論	教授	新川 敏光	公共政策連携研究部	
	比較政治学	准教授	島田 幸典	法学研究科	
	アメリカ政治	教授	待鳥 聡史	法学研究科	
	国際政治学	教授	中西 寛	公共政策連携研究部	
	国際政治経済分析	教授	鈴木 基史	法学研究科	
	政治史	教授	唐渡 晃弘	法学研究科	
	日本政治外交史	教授	伊藤 之雄	法学研究科	
	政治思想史	教授	小野 紀明	公共政策連携研究部	
	行政学	教授	秋月 謙吾	公共政策連携研究部	
	公共政策	教授	真淵 勝	法学研究科	
第2条が定める専門科目	法学入門	教授	亀本 洋	法学研究科	
	政治学入門	政治学入門①	教授	鈴木 基史	法学研究科
		政治学入門②	准教授	島田 幸典	法学研究科
	司法制度論	教授	笠井 正俊	法学研究科	
	家族と法	教授	錦織 成史	法学研究科	
	外国書講読	外国書講読(英)	准教授	齊藤 真紀	法学研究科
			教授	木南 敦	法学研究科
		外国書講読(英)	准教授	曾我部真裕	法学研究科
			教授	毛利 透	法学研究科
		外国書講読(英)	教授	中西 康	法学研究科
		外国書講読(英)	准教授	奈良岡総智	法学研究科
		外国書講読(英)	准教授	愛知 靖之	法学研究科
		外国書講読(英)	准教授	戸田 暁	法学研究科
	外国書講読(英)	准教授	増田 史子	法学研究科	
	外国文献研究	外国文献研究(独)	教授	山本 豊	法学研究科
		外国文献研究(仏)	教授	中西 康	法学研究科
		外国文献研究(英)	教授	林 信夫	法学研究科
		外国文献研究(英)	教授	的場 敏博	法学研究科
	演習〔略〕				〔略〕

平成 19 年 5 月 1 日現在、法学研究科および公共政策大学院（大学院公共政策連携研究部）の兼担教員として、教員は、教授 57 名（法学研究科教授 51 名＋公共政策大学院の法学・政治学系の教授 6 名）、准教授 14 名、講師 1 名、助教・助手 18 名が配置されている。また、経済学関係の科目の履修が、経済学研究科教員との相互協力により、確保されている。教員一人あたりの担当科目数は、約 5 科目である（学部・大学院を含む）。

専任教員の出身大学・大学院別にみた配置状況は、資料 1-3 が示すとおりである。教授・准教授の採用・昇任は、法学研究科所属の教員については、人事研究科教授会において審議がなされ、その選考基準・選考方法等は、「教授及び准教授の候補者の推薦に関する件」という名称の内規により定めている。

区 分		教 授	准教授 (助教 授)	講 師	助 手 助 教	計	充足率
平成 15 年度	定 員	61	30	1	10	102	82.4
	現 員	49	12	3	20	84	
平成 16 年度	定 員	69	30	1	9	109	88.1
	現 員	55	17	2	22	96	
平成 17 年度	定 員	69	30	1	8	108	89.8
	現 員	58	18	1	20	97	
平成 18 年度	定 員	63	30	1	8	102	87.2
	現 員	53	15	1	20	89	
平成 19 年度	定 員	63	30	1	8	102	82.3
	現 員	51	14	1	18	84	

資料 I-2 教員定員の充足状況（出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成 19 年 6 月）17～18 頁）

教員の年齢構成は、資料 I - 4 に示すとおりである。

資料 I - 3 専任教員の出身大学及び大学院 (平成 19 年 5 月 1 日現在)

職名	現員数	学 部					大 学 院									備 考	
		京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	修 士 課 程					博 士 課 程					
							京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学		外国の大学
教授	57	42	13		2		29	5		1	4	27	2		1	2	
内女性教員	3		2		1			1		1					1		
准教授	14	13				1	6				1	5					
内女性教員	4	3				1					1						
講師	1					1					1						
内女性教員	1					1					1						
助教・助手	18	11			3(1)	4	14		1			11					(1)は短大卒で内数
内女性教員	6	2			2(1)	2	4		1			3					
計	90	66	13		5(1)	6	49	5	1	1	6	43	2		1	2	(1)は短大卒で内数
内女性教員	14	5	2		3(1)	4	4	1	1	1	2	3			1		(1)は短大卒で内数

※ 上の表には、法学研究科教授を併任する、大学院公共政策連携研究部教授 6 名も含まれる。
 ※ 助教のうちの 1 名が、京都大学と公立大学の両方の大学院修士課程の修了者であり、両方の欄において 1 名として算入してある。
 ※ 京都大学・法学研究科出身で、他大学専任教員の経験者は、教授 15 名である。
 出典：「大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集」(平成 19 年 6 月) 18~19 頁

資料 I - 4 専任教員の年齢構成 (人) (事務部資料による)

	教 授		准 教 授		講 師	助 教 ・ 助 手	計
	(うち実務家教員)		(うち実務家教員)				
61 歳以上	9	(2)				1	10
56 歳 ~ 60 歳	8	(1)				1	9
51 歳 ~ 55 歳	8					1	9
46 歳 ~ 50 歳	15		1		1		17
41 歳 ~ 45 歳	9		1	(1)			10
36 歳 ~ 40 歳	8	(1)	2			3	13
31 歳 ~ 35 歳			7			2	9
26 歳 ~ 30 歳			3			8	10
25 歳以下						3	3
計	57	(4)	14	(1)	1	18	90

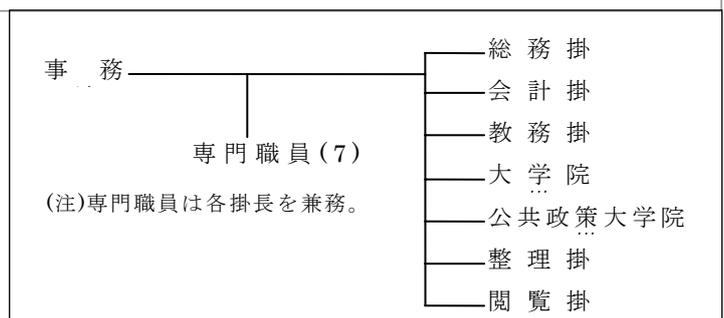
※平成 19 年 4 月 1 日現在の年齢による

出典：大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集 (平成 19 年 6 月) 19 頁

法学部・法学研究科には、教育研究支援者として、事務職員 39 名(事務長 1、総務・会計・教務関係 24 名、図書室関係 14 名、そのうち非常勤職員 17 名)が配置されている(平成 19 年 5 月 1 日現在)。事務長の下に、総務、会計、教務、大学院、公共政策大学院、整理、閲覧の各掛が

置かれており、大学院掛および公共政策大学院掛を除く 5 つの掛が、法学部に関する事務を担当している。事務長を中心に、適宜、事務連絡会議(掛長会議)が開かれている。なお、平成 19 年度より、事務長の下に 7 名の専門職員が配置され、それぞれが上記 7 つの掛の掛長を兼担する

資料 I - 5 法学研究科事務組織図(出典：大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集(平成 19 年 6 月) 76 頁)



体制へと変更された（資料 I - 5）。

なお、助教（助手）については、基本的に研究中心の活動を保障しているが、入学試験、学期試験では補助スタッフとして活動させている。

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

（観点に係る状況） 過去 2 年間にわたり、学生アンケート導入のための検討を行い、試行的に一定の科目について学生アンケートを実施し、教授会で報告した。また、平成 19 年度後期に、全科目について学生アンケートを試行、これらの結果を踏まえ、平成 20 年度における本格的実施に向け準備を進めている。

教育の状況に関する活動の実態を示すデータや資料の収集・蓄積に関しては、開講科目、授業科目の内容、演習題目一覧、履修登録者、受験者（数）、定期試験の成績、卒業判定の結果、在学者数・留年者数・卒業者数、卒業生の就職・進学状況等の教育状況にかかるデータや資料は、法学研究科事務部教務掛において保存している。

ファカルティ・ディベロップメントは、平成 20 年 2 月に、教務委員会の下にファカルティ・ディベロップメントのためのワーキング・グループを設け、平成 20 年度の実施に向けて具体的検討を開始した。

教育内容等と関連する研究活動については、教科書あるいは参考書として、科目担当教員の執筆に係る書籍が多数使用されている（資料 I - 6）。そうでない場合も、担当教員作成による教材は、膨大な量に及んでいる。

資料 I - 6 本学部教員の執筆した教科書・参考書等を使用する法学部の授業の例
（平成 19 年度） 出典：大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科 データ・資料集（平成 19 年 6 月） 22～23 頁）

科目	担当教員	教科書・参考書	執筆している教員
法理学	亀本 洋	平野仁彦・亀本洋・服部高宏『法哲学』（有斐閣、2002 年）	亀本洋・服部高宏
日本法制史	伊藤孝夫	牧英正・藤原明久編『日本法制史』（青林書院、1998 年）	伊藤孝夫
憲法第一部	大石 眞	大石眞『憲法講義 I』（有斐閣、2004 年）、大石眞『立憲民主制』（信山社、1996 年）	大石 眞
憲法第二部	土井真一	初宿正典・大石眞ほか『憲法 Case and Materials』〔基礎編〕（有斐閣、2005 年）、	初宿正典・大石眞・土井真一・毛利透
		戸松秀典・初宿正典編『憲法判例』〔第五版〕（有斐閣、2007 年）	初宿正典
行政法第一部	芝池義一	芝池義一『行政法総論講義』〔第四版補訂版〕（有斐閣、2006 年）	芝池義一
		芝池義一『判例行政法入門』〔第四版〕（有斐閣、2006 年）	芝池義一
税 法	岡村忠生	岡村忠生『法人税法講義』〔第二版〕（成文堂、2006 年）	岡村忠生
国際法第一部	浅田正彦	松井芳郎ほか編『ベーシック条約集 2007』（東信堂、2007 年）	浅田正彦
民法第二部	山本敬三	山本敬三『民法講義レジュメ II 物権』（2007 年 9 月刊行予定）	山本敬三
		佐久間毅『民法の基礎 2 物権』（有斐閣、2006 年）	佐久間毅
民法第三部	潮見佳男	潮見佳男『ブラックティス民法 債権総論〔第三版〕』（信山社、2007 年）	潮見佳男
		潮見佳男『相続法〔第二版〕』（信山社、2005 年）	潮見佳男
経済法	川濱 昇	川濱・泉水・瀬領・和久井『ベーシック経済法〔第二版〕』（有斐閣、2006 年）	川濱 昇
国際私法	櫻田嘉章	櫻田嘉章『国際私法〔第五版〕』（有斐閣、2006 年）	櫻田嘉章
		櫻田嘉章・道垣内正人『国際私法判例百選』（有斐閣、2006 年）	桜田嘉章
社会保障法	西村健一郎	西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003 年）	西村健一郎
刑事訴訟法	酒卷 匡	三井誠・酒巻匡『入門刑事手続法〔第四版〕』（有斐閣、2006 年）	酒卷 匡
刑事学	吉岡一男	吉岡一男『日本における犯罪現象』（成文堂、2006	吉岡一男

		年)	
		吉岡一男『刑事学』（青林書院、1996年）	吉岡一男
政治原論	的場敏博	的場敏博『現代政党システムの変容』（有斐閣、2003年）	的場敏博
政治過程論	新川敏光	新川・井戸・宮本・眞柄『比較政治経済学』（有斐閣、2004年）	新川敏光
		新川敏光『福祉レジームの発展と変容』（ミネルヴァ書房、2005年）	新川敏光
アメリカ政治	待鳥聡史	待鳥聡史『財政再建と民主主義』（有斐閣、2003年）	待鳥聡史
国際政治学	中西寛	中西寛『国際政治とは何か』（中公新書、2003年）	中西寛
国際政治経済分析	鈴木基史	鈴木基史『国際関係』（東京大学出版会、2000年）	鈴木基史
日本政治外交史	伊藤之雄	伊藤之雄『明治天皇』（ミネルヴァ書房、2006年）	伊藤之雄
		伊藤之雄『政党政治と天皇』（講談社、2002年）	伊藤之雄
政治思想史	小野紀明	小笠原・小野・藤原『政治思想史』（有斐閣Sシリーズ、1987年）	小野紀明
行政学	秋月謙吾	秋月謙吾『行政・地方自治』	秋月謙吾
公共政策	真淵勝	真淵勝『現代行政分析』（放送大学教育振興会、2004年）	真淵勝

教員の教育活動に関する定期的な評価も含め、法学研究科評価委員会（平成19年度にそれまでの部局自己点検・評価委員会と部局大学評価委員会とが統合して発足）が中心となり、原則として2年に1度自己点検・評価報告書を発行し、教育・研究に関する個々の教員の実績を公表している。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準にある。

（判断理由） 法学部は、学部教育を専任教員のほぼ全員が兼担するという方針を維持し、教育目標に適った教育課程を遂行するのに必要な教員を確保し、適切に配置している。専任教員の構成は、性別、年齢、出身大学・大学院等の点でバランスがとれ、サバティカル制度の導入等により教員組織の活動の活性化も図られている。教育内容・方法の改善に向けての取り組みも、積極的に進めつつある。

分析項目Ⅱ 教育内容

（1）観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

（観点に係る状況） 法学部では、わが国における最高水準の研究業績を示している研究者教員が、それぞれの専門分野において、その研究成果に基づいて授業を実施している。これによって、法律と政治の仕組みに関する専門的な知識を身に付けさせるとともに、社会全体を視野に入れながら、それらを組み合わせる構想力を有し、国家・社会についての制度設計や組織運営に指導的にかかわっていくための高度な能力を習得させることを企図している。

教育課程の編成に関しては、学生による科目選択の自由を尊重し、学生の自主的な勉学方針に基づく主体的学習を促すため、学科制や専攻・コース制、専門科目の必修科目設定などの縛りを設けていない（資料Ⅱ－1）。そのうえで、段階的・体系的学習と幅広い学識と豊かな思考力の獲得を積極的に促すため、1・2年次に全学共通科目の学習の機会を多く確保している。専門科目についても1年次に法学入門、政治学入門Ⅰ・Ⅱほか入門科目を設けたうえで、2年次以降に専門性の高い科目を段階的に履修できるよう、2・3年次配当科目、2・3・4年次配当科目、3・4年次配当科目、4年次配当科目という学年配当を設け、学生の段階的履修を促すとともに、その活性化を図っている。（資料Ⅱ－2、資料Ⅱ－3）。

Ⅱ—1 教育課程…出典：京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書第7号 23～26頁〔一部省略〕

法学部／教育課程

(a) 学科・専攻の編成等

本学部では、学科制や専攻・コース制を設けていない。これは、学生による科目選択の自由を尊重し、学生の自主的な勉学精神に基づく主体的学習を促す意図に出たものである。

(b) カリキュラムの編成方針

(7) 総論

本学部の卒業に必要な単位数を構成する科目は、教養科目と専門科目とに分かれる。教養科目は半期2単位が原則であり、専門科目には、2単位科目と4単位科目とがある。卒業するためには、教養科目を46単位以上、専門科目については、演習2単位を含む84単位以上（演習については、他の科目で代替が可能。）を取得しなければならない（演習を履修しない者は、卒業に必要な2単位に代えて、他の専門開講科目4単位を修得しなければならない）。

上記のように、本学部では、自主的な勉学精神と進路選択を尊重し、学科制や専攻・コース制を設けていない。専門科目については、必修科目すらない。他方、本学部では、段階的・体系的学習と幅広い学識と豊かな思考力の獲得を積極的に促すため、次のような学習支援のための施策をカリキュラム上で講じている。いずれも、法学・政治学における専門科目の段階的かつ確実な履修を通して、柔軟な思考や問題設定・問題分析能力を育成する企図に出たものである。

① 総じて言えば、1・2年次生では、専門科目を勉強する前提として必要な広くかつ深い教養を身につけることを主たる目標とし、専門科目の勉強も、法律学については、中心科目の基礎的部分と基礎法科目の一部のみの学修にとどめ、政治学についても、その一部を学修するにとどめている。専門科目の本格的な勉強は、3年次以降に始めることを推奨している。

② 専門単位の取得年度を限定する学年配当科目制に加えて、各年度に取得できる単位数を限定するキャップ制を設けて、段階的・体系的な履修を促している。

③ 専門科目として法学・政治学に関する入門的な科目を充実するほか、基礎法学・公法・民刑事法・政治学の各分野の講義、外国文献研究等を設け、適切な卒業要件単位を設定している。

④ 幅広い学習を促し、学生の現代的な諸問題への関心に応えるために、毎年開講する多様な基本的諸科目に加えて、年度毎に特別講義を開講している。

⑤ 学生の報告と討議を中心に進める演習その他の少人数教育の充実をはかり、柔軟な思考と課題設定能力を育成している。

⑥ さらに、学習支援のための措置として、講義のシラバスを充実させるとともに、年度の初めおよび必要に応じて随時にガイダンス等を通じて適切な履修登録または受験登録のための指導をおこなっている。平成16年度には、一部の開講科目につき、学生による授業評価を試験的に実施した。

資料Ⅱ—1 学年配当（平成19年度履修上の注意）…出典：「京都大学法学部便覧（平成19年度）」13～14頁

Ⅱ 専門科目

三、学年配当（経済関係科目を除く）

次に説明する諸科目を除いて、専門科目は三回生及び四回生に配当する。

(1) 一回生配当科目

一回生配当科目とは、一回生のみが受講・受験することができる科目である。なお、転学部生と第三年次編入学生の履修については、後記十、十一参照。

① 外国書講読（英語）

一回生配当の専門科目として、通年四単位の外国書講読（英語）を開講する。本科目は、原書講読方式による少人数教育をめざしており、総合人間学部におけるクラス単位で開講される。必修科目ではない。「外国文献研究」の単位とあわせて一〇単位までを卒業に必要な単位として認める。

② 法学入門・政治学入門・家族と法・司法制度論・特別講義「法学基礎文献」

一回生配当の基礎的な専門科目（半期二単位）として、法学入門、政治学入門①及び政治学入門②、家族と法、司法制度論を開講するほか、特別講義「法学基礎文献」を開講する。必修科目ではない。六科目全てを履修することができる。

(2) 二・三回生配当科目

憲法第一部、憲法第二部、刑法第一部、民法第一部、国際機構法の五科目を、二・三回生配当科目とする。

四回生以上の者の受講・受験を妨げないが、この場合の取得単位は増加単位として扱われ、卒業に必要な単位としては認められない。大学院法学研究科法政理論専攻の入試の書類選考にあたって

も、必要科目・単位数の枠外となる。

(3) 二・三・四回生配当科目
 左記科目については、二回生以上の者の履修を認める。ただし、二回生については、政治学関連科目、基礎法関連科目それぞれ二科目に限り履修を認める。履修登録届提出の際は、この制限に注意すること。
 * 政治学関連科目...政治原論、政治過程論、比較政治学、アメリカ政治、国際政治学、国際政治経済分析、政治史、日本政治外交史、政治思想史、行政学、公共政策
 * 基礎法関連科目...法理学、法社会学、日本法制史、ローマ法、東洋法史
 * 民刑事法関連科目...刑法第二部、民法第二部

(4) 演習
 演習は、三回生、四回生を対象として前期・後期で開講し、半期二単位とし、平成十六年四月入学者から、三・四回生を通じて取得できる単位の上限は、四単位とする。
 同一科目を四単位まで履修することができるほか、担当教員が認めた場合には、同一教員の演習を再度履修することも認められる。
 なお、同一期に二科目以上履修できない。
 また、演習を履修しない者は、卒業に必要な二単位に代えて、他の専門科目四単位を修得しなければならない。
 平成十五年度以前の入学者及び平成十七年度以前編入学者は、三・四回生を通じて取得できる単位の上限は、八単位とする。また、同一科目を四単位まで履修することができるほか、担当教員が認めた場合には同一教員の演習を再度履修することも認められる。

資料Ⅱ－3 平成19年度法学部授業科目及び講義内容例（授業科目の一部を学年配当別に整理したもの）…出典：「京都大学法学部便覧（平成19年度）」21～59頁

1回生配当科目					
授業科目名	担当教員名	講義内容	配当学年	毎週時間	単位
司法制度論	教授 笠井 正俊	わが国の司法制度の概要について、入門的な講義を行う。授業は、おおむね次の順序で進める。 1 序論 2 裁判所の組織と担い手 3 検察庁の組織と担い手 4 弁護士の業務と組織、司法制度の担い手の養成 5 民事手続の仕組み(1) 6 民事手続の仕組み(2) 7 刑事手続の仕組み 8 法律に基づく裁判 9 最高裁判所の役割 10 判例の意義・判決の読み方 11 職業としての法曹（現役の法曹による講演） 12・13 司法制度の在り方をめぐる論議・司法制度改革 14 予備	1	前2	2
法学入門	教授 亀本 洋	社会の中で機能する法律の仕組みを把握し、法に対する理解と関心を深めるとともに、法律学の基本的な考え方を習得することを目的とする。法律は、社会の基本構造をなす重要な規範の一つであるが、人により、あるいは場所・時代により、そのイメージはさまざまなものとして捉えられうる。本講義では、法律が、命令・禁止により人々の行為を規律・統制する側面だけでなく、自由な主体間のさまざまな関係構築を可能とする基礎的なルールとしての側面ももつことを明らかにしたうえで、そうした機能が、法のさまざまな領域でどのように具体化されているかについて、受講者に理解を深めてもらうことを目的としている。その際、法的なものの考え方、法的な言葉の用法、法的な紛争の解決の仕方などに見られる独自性にも焦点を合わせ、一般人にはなじみにくいとされる法律学の世界への導入としての役目も果たせればと考えている。	1	後2	2
家族と法	教授 錦織 成史	人は家族の中に生まれ、家族の中で育てられ、育った家族から離れて新しい家族を形成していく。家族は社会の構成要素としての固体という性格をもち、また、個人の独立を自由をも深い関わりをもつ。この講義は社会における家族の機能、市民法の中での家族法の位置づけと特徴を法制度として家族（親族・相続）の制度概要を説明することを通して、理解することを目指す。 家族法（民法の親族法および相続法）を以下の諸点を中心に説明し、市民法における家族法の特性と法の機能について考察する。 1. 社会の変化と家族の機能 2. 市民法体系と家族 3. 家族法と自由 4. 婚姻による家族形成 5. 親子関係の基礎 6. 未成年子の保護 7. 相続制度の基礎と機能	1	後2	2

		8. 相続と被相続人の意思 9. 法定相続と家族 10. 相続財産の特性			
政治学入門①	教授 鈴木 基史	伝統的国際関係理論は、自力救済原則の下では専ら主権国家の権力を制御して諸国家の共存を図ることが平和維持の第一義的方法であるとしてきた。このテーゼは、第二次大戦後、先進立憲民主主義諸国家の間で萌芽し、歴史上最も安定した平和を達成した「平和圏」の出現によって論破されることになった。平和圏は、(1) 国家間の権力制御だけでなく、(2) 諸国家の対外行動を規律化して国家間のリスクや相互不信を解消する国際制度および国際制度の遵守を促進する法の支配の諸国家における確立、(3) 国家間の紛争解決を促す民主主義の諸国家における浸透が安定的平和の必要条件であることを示した。本講義は、平和圏の安定的平和を手掛りに、より広範な国際平和を視野に入れ、「権力による平和」、「制度による平和」、「自由による平和」に包摂される概念、理論、政策、問題について考察する。	1	前2	2
外国書講読(英)	准教授 齊藤 真紀 教授 木南 敦	前期・後期とも、David Skeel, <i>Icarus in the Boardroom: The Fundamental Flaws in Corporate America and Where They Came From</i> (Oxford University Press, 2006 (pbk))を講読し、企業法制の在り方を考える。なお、電子メールによる連絡方法を講義で利用するので、京都大学情報環境機構が提供する教育用コンピュータシステムの利用コードの交付を受けるとして、各自、電子メール(携帯電話のメール機能は冒頭)が利用できるようにしておくこと。教科書の入手方法は、授業の冒頭で説明する。	1	前2 後2	4

2・3回生配当科目

授業科目名	担当教員名	講義内容	配当学年	毎週時間	単位
憲法第一部	教授 大石 眞	憲法に関する基本的な知識を習得し、憲法的な見方を訓練するとともに、日本国憲法が定めている統治構造のあり方や問題点を具体的に説明することを目的とする。単なる憲法典の解釈論を紹介することにとどまるのではなく、実質的意味の憲法に着目し、国法学や比較憲法史といった視点を重視した、理論的で体系的な講義を行う。 1 憲法と憲法学(憲法概念/憲法の法源と解釈) 2 立憲民主制(国家制度/立憲民主性の要素と構造/憲法保障) 3 日本憲法史(明治憲法成立史/現行憲法制定史) 4 現行憲法の基本原理(現行憲法の特質/平和主義) 5 半直接民主制(国民/公民団/政党/選挙制度) 6 議院内閣制(天皇/国会/内閣) 7 司法審査制(司法組織/司法権の内容と限界/合憲性審査制度) 8 財政民主主義(財政立憲主義/租税制度/予算制度) 9 地方自治(地方分権/地方公共団体/住民/首長/地方議会) なお、適宜必要な資料を配布するので、事務室前の棚を注意されたい。	3・2	前4	4
憲法第二部	教授 土井 真一	立憲主義国家において基本的人権を保障することの意義について考察した上で、日本国憲法による基本的人権の基本問題について検討を行う。授業で取り扱う具体的項目や教科書・参考書の利用方法については、開講前にシラバスを配付し、初回の授業で説明する予定である。	3・2	後4	4
国際機構法	教授 位田 隆一	はじめに(講義の目的と範囲)、第I部 序論(国際機構の基本概念と歴史。国際連盟、国際連合の成立)、第II部 国際連合の構造(国際連合の能力、国際連合の機関。国際連合と加盟国)、第III部 国際連合の活動(平和と安全の維持、人権の国際的保護、開発(発展)、環境保護)、第IV部 国際連合の運営(国際連合事務局、国際連合の財政、国連改革)、第V部 専門機関その他(専門機関、その他の政府間機関、非政府間機関(NGO)、むすび(国際社会組織化の展望))			
民法第一部	教授 山本 豊	民法第一編総則に置かれた諸制度を取り上げ、その基礎にある考え方および具体的な制度内容を解説する。親族法の諸問題も併せてとりあげる。参考書・判例教材等で予習してきたことを前提に、配布するレジュメに即して講義を行う。なお、親族法に関する参考書は、授業の中で紹介する予定である。	3・2	前4	4
刑法第一部	教授 塩見 淳	犯罪の一般的成立要件である構成要件該当性、違法性及び責任について検討を加えた後、特殊な遂行形態である未遂及び共犯を巡る諸問題を講義する。 なお、教科書の指定はないが、授業に際してレジュメを配布する。	3・2	前4	4

2・3・4回生配当科目

授業科目名	担当教員名	講義内容	配当学年	毎週時間	単位
日本法制史	教授 伊藤 孝夫	日本法の歴史的展開過程を概観する。本講義の主要な意図は、日本法の形成・転換過程の検討を通じ、現行日本の法体系を、時間軸に沿って、相対化して理解する視点を提供することにある。 1 前近代日本の法体系・法秩序の特質 古代・中世・近世において、近代法とは「異質」だが、それ固有の論理構造を備えた法体系・法秩序が作動していたことを確認し、検討する。 2 近代日本法の形成 明治前期に焦点をあて、西政法体系の導入過程を、日本固有の法体系・法秩序との連続・不連続にも留意しながら検討する。 3 近代日本法の成立とその変容過程 明治中期における諸法典の整備を経て、社会変動との相互作用の下に展開していく法の変	4・3 ・2	前4	4

		化を、第二次世界大戦後の法制改革期までの時期にわたって検討する。			
民法第二部	教授 山本 敬三	民法第二編物権について、おおむね次の順序で講義を行う。講義に際しては、各制度の枠組みとその基本的な考え方の説明に力点を置き、とくに主要な論点については簡単な設例を用いて問題のポイントを解説することとする。 (1)物権法概説 (2)物権の効力 (3)物権変動の原因と時期 (4)不動産物権変動の公示 (5)一七七条の第三者 (6)登記を要する物権変動Ⅰ (7)登記を要する物権変動Ⅱ (8)動産物権変動 (9)所有権の内容・取得原因 (10)共同所有 (11)区分所有・用益物権 (12)占有権Ⅰ (13)占有権Ⅱ (14)担保物権法概説 (15)抵当権の設定 (16)抵当権の実行前の効力Ⅰ (17)抵当権の実行前の効力Ⅱ (18)抵当権の実行Ⅰ (19)抵当権の実行Ⅱ・抵当権の消滅 (20)根抵当権・質権 (21)留置権 (22)先取特権・仮担保留保 (23)譲渡担保Ⅰ (24)譲渡担保Ⅱ・所有権留保	4・3 ・2	後4	4
刑法第二部	教授 高山佳奈子	刑法朗読の知識を前提にしながら、個別の犯罪の成立要件を学ぶ。解釈論に関しては、ごく最近出版されたいくつかの体系書における議論の展開に留意し、理論的な立場をことにする主な学生津を比較対照した検討を取り入れたい。また、近年活発化している刑事立法の動向にかんがみ、新しい特別法や立法論の内容も適宜紹介していく予定である。	4・3 ・2	後4	4
政治原論	教授 的場 敏博	「比較政党システム論」の観点から、現代政党システム論の論点を整理し、種々の議論の可否を検討する。 本年はそれに加えて、1993年から現在までの日本の政党政治について、やや詳しい論評を加える。	4・3 ・2	後4	4
3・4回生配当科目					
授業科目名	担当教員名	講義内容	配当学年	毎週時間	単位
行政法第一部	教授 芝池 義一	行政法総論の諸問題につき、次の順序で講義する。受講生諸君の理解を容易にするため、教科書とは少し順序を変えているので、注意された。 序説(行政法の基礎概念と基本原則)、1 行政活動の主体と種別、2 行政による規範定立、3 行政行為(行政処分)、4 行政の手続的統制、5 行政上の強制執行、6 行政上の即時強制、7 行政上の制裁、8 行政指導、9 行政調査、10 行政契約、11 行政計画、12 法治主義と信頼保護、13 行政法の法関係への適用法規	4・3	前4	4
国際法第一部	教授 浅田 正彦	国際法の総論的部分と、国家管轄権の空間的配分・規制にかかわる部分を扱う。具体的には、国際法の法的性質、国際法の歴史、法源(慣習法を含む)、国際法と国内法の関係、条約法、国家承認・継承・海洋法などから構成される。	4・3	前4	4
商法第一部	教授 洲崎 博史	商法総則および手形法・小切手法の基本的問題について概説する。教科書については、講義開始までに掲示により指示する。	4・3	前4	4
民事訴訟法	教授 徳田 和幸	民事訴訟法の概要と諸問題について概説する。講義で取り扱う主な項目とその順序は、次のとおりである。 1 総論(民事紛争処理手続、民事訴訟の目的、民事訴訟手続の流れ) 2 訴訟手続の主体と客体(訴え、訴訟上の請求、受訴裁判所、当事者、訴えの利益、当事者適格) 3 訴訟の審理(当事者主義と職権主義。口頭弁論、弁論主義、証明責任、証拠調べ) 4 訴訟の終了(終局判決、判決の効力、裁判によらない訴訟の終結) 5 複雑訴訟形態(請求の複数、多数当事者訴訟) 6 上訴・再審	4・3	前4	4
労働法	教授 村中 孝史	本講義は、労働法の基本的枠組みと主要な法律問題について理解を得ることを目的とする。講義においては、まず、労働法の基本理念、憲法秩序における位置づけ、体系などに関して概説したのち、主要な法律問題について検討する。とりあげる法律問題としては、個別的労働関係において生じる問題を中心都市、たとえば、採用・人事異動・解雇、労働時間、賃金などに関する活動や労働協約などについても講義対象とする。	4・3	前2	2
刑事訴訟法	教授 酒巻 匡	揭示手続全体の流れ(捜査→起訴→公判手続と証拠法→裁判→上訴)を概説した後、手続の進行に従い、そこに生起する法解釈上の諸問題について講術する。 「講義進行筋書」を配布する予定である。	4・3	後4	4

資料Ⅱ－4 法学部授業時間割（平成19年度）出典：「京都大学法学部便覧（平成19年度）」

平成19年度前期法学部授業時間割表

曜日	1時限 8:45-10:15	2時限 10:30-12:00	3時限 13:00-14:30	4時限 14:45-16:15	5時限 16:30-18:00
月	社会保障法(四)(西村) 特別講義「外交史」(一)(井口)	民法第一部(一)(山本豊) 民事訴訟法(七)(徳田) ②行政学(六)(秋月) ①司法制度論(四)(笠井)	国際法第一部(七)(浅田) 国際私法(六)(櫻田) ③刑法第一部(一)(塩見) ②アメリカ政治(八)(待鳥) ①政治学入門①(四)(鈴木)	②日本法制史(六)(伊藤孝) 英米法概論(八)(木南) ②政治過程論(七)(新川) ②外国文獻研究(英)(16演)(的場) ①外国書講読(英)(法科一)(齋藤) ①外国書講読(英)(法科二)(愛知)	演習(国際法)2(演)(浅田) 演習(国際機構法)1(演)(位田) 演習(民法)13(演)(佐久間) 演習(民法)16(演)(橋本) 演習(商法)10(演)(北村) 演習(経済学)3(演)(川濱) 演習(刑事学)15(演)(吉岡) 演習(政治学)4(演)(的場) 演習(国際政治経済分析)12(演)(鈴木)
火	②外国文獻研究(英)(11演)(林)	②法理学(八)(亀本) ③憲法第一部(一)(大石) 商法第二部(四)(森本) ②日本政治外交史(六)(伊藤之) 経営学原理(七)(日置)	②法社会学(四)(船越) 行政法第一部(一)(芝池) ②公共政策(六)(真淵)	②ローマ法(六)(林) 民法第三部(一)(潮見) ②政治史(四)(唐渡)	演習(法理学)4(演)(亀本) 演習(ローマ法)11(演)(林) 演習(憲法)2(演)(初宿) 演習(行政法)12(演)(芝池) 演習(行政法)3(演)(岡村周) 演習(民法)1(演)(横山) 演習(商法)(法科5演)(前田) 演習(政治史)5(演)(唐渡)
水	特別講義「外交史」(一)(井口) ②ミクロ経済学1(五)(小島)	民事訴訟法(七)(徳田) ②行政学(六)(秋月) ②社会経済学1(311)(宇仁) 会計学1(二)(徳賢)	国際法第一部(七)(浅田) 労働法(六)(村中) ③刑法第一部(一)(塩見) ②アメリカ政治(八)(待鳥) ①外国書講読(英)(北一)(中西康) ①外国書講読(英)(法科二)(高谷)	②日本法制史(六)(伊藤孝) 英米法概論(八)(木南) ②政治過程論(七)(新川) ①外国書講読(英)(北一)(奈良岡) ①外国書講読(英)(法科二)(増田)	演習(東洋法史)1(演)(寺田) 演習(英米法)12(演)(木南) 演習(憲法)3(演)(土井) 演習(政治過程論)4(演)(新川) 演習(国際政治学)13(演)(中西寛)
木	①外国書講読(英)(八)(曾我部) ②財政学(五)(植田)	②法理学(八)(亀本) ③憲法第一部(一)(大石) 商法第二部(四)(森本) ②日本政治外交史(六)(伊藤之)	金融論(七)(島本)		
金	民法第三部(一)(潮見) 特別講義「中国法」(八)(森川)	ドイツ法(六)(服部) 民法第一部(一)(山本豊)	②法社会学(四)(船越) 行政法第一部(一)(芝池) ②公共政策(六)(真淵)	②ローマ法(六)(林) ②政治史(四)(唐渡) 租税論(隔週)(二)(山田雅)	演習(日本法制史)3(演)(伊藤孝) 演習(税法)1(演)(岡村志) 演習(民法)13(演)(錦織) 演習(民法)11(演)(潮見) 演習(刑法)15(演)(塩見) 演習(日本政治外交史)4(演)(伊藤之) 演習(政治思想史)16(演)(小野) 演習(行政学)2(演)(秋月) 演習(公共政策)12(演)(真淵) 租税論(隔週)(二)(山田雅)

- 注1. 科目名の前の(数字)は配当学年を表します。①は1回生配当、②は2回生以上配当、③④は2・3回生配当、無印は3・4回生配当です。
 2. ()内の漢数字は教室、演は演習室を表します。法科一は法科大学院棟2階、法科二は法科大学院棟3階。311は総合研究棟3階です。
 3. 租税論(隔週)の講義日程は、経済学部教務掛の掲示板を参照してください。
 4. 時間割、教室は変更されることがあります。

平成19年度後期法学部授業時間割表

曜日	1時限 8:45-10:15	2時限 10:30-12:00	3時限 13:00-14:30	4時限 14:45-16:15	5時限 16:30-18:00
月	③国際機構法(一)(位田)	②東洋法史(七)(寺田) ②民法第二部(四)(山本敬) 民事訴訟法(一)(酒巻)	国際法第二部(七)(酒井) 経済法(八)(川濱) ②刑法第二部(一)(高山) ②国際政治経済分析(六)(鈴木)	刑事学(六)(吉岡) ②政治学(七)(的場) ①外国書講読(英)(八)(木南) ①外国書講読(英)(法科二)(戸田)	演習(国際法)2(演)(酒井) 演習(民法)13(演)(佐久間) 演習(民法)16(演)(橋本) 演習(商法)1(演)(北村) 演習(政治学)15(演)(的場) 演習(国際政治経済分析)12(演)(鈴木) 演習(憲法)3(演)(初宿)
火	基礎統計学(二)(人見)	③憲法第二部(一)(土井) 商法第一部(四)(洲崎) ②国際政治学(六)(中西寛)	行政法第二部(一)(岡村周) ①外国書講読(英)(11演)(中西康) ②経済史2(メ201)(坂出)	税法(六)(岡村志) 民法第四部(一)(橋本) ②政治思想史(四)(小野)	②社会経済学2(二)(八木) 演習(ローマ法)11(演)(林) 演習(憲法)2(演)(大石) 演習(行政法)12(演)(芝池) 演習(民法)1(演)(横山) 演習(商法)(法科5演)(前田) 演習(政治史)5(演)(唐渡)
水	②ミクロ経済学2(五)(小島)	②東洋法史(七)(寺田) ②比較政治学(六)(島田) ①法学入門(四)(亀本)	国際法第二部(七)(酒井) ②刑法第二部(一)(高山) ②国際政治経済分析(六)(鈴木) ①外国書講読(英)(北一)(中西康) ①外国書講読(英)(法科二)(高谷)	刑事学(六)(吉岡) ②政治学(七)(的場) ①外国書講読(英)(北一)(奈良岡) ①外国書講読(英)(法科二)(増田)	演習(憲法)3(演)(土井) 演習(民法)12(演)(山本敬) 演習(労働法)2(演)(村中) 演習(社会保障法)15(演)(西村) 演習(刑法)16(演)(中森) 演習(国際政治学)13(演)(中西寛)
木	③国際機構法(一)(位田) ①外国書講読(英)(八)(毛利)	③憲法第二部(一)(土井) 商法第一部(四)(洲崎) ②国際政治学(六)(中西寛) ①家族と法(メ地下)(錦織)	会計学2(五)(藤井秀) 西洋法制史(一)(耳野) 特別講義「日本政治思想史」(六)(安西)	西洋法制史(一)(耳野) 特別講義「日本政治思想史」(六)(安西)	
金		②民法第二部(四)(山本敬) 民事訴訟法(一)(酒巻) ②比較政治学(六)(島田) ②外国文獻研究(独)(法科5演)(山本豊)	行政法第二部(一)(岡村周) ①政治学入門②(四)(島田)	税法(六)(岡村志) 民法第四部(一)(橋本) ②政治思想史(四)(小野) ②経済政策論1(五)(山本裕)	演習(ドイツ法)11(演)(服部) 演習(民法)13(演)(錦織) 演習(国際私法)1(演)(櫻田) 演習(日本政治外交史)4(演)(伊藤之) 演習(政治思想史)16(演)(小野) 演習(行政学)2(演)(秋月) 演習(公共政策)12(演)(真淵)

- 注1. 科目名の前の(数字)は配当学年を表します。①は1回生配当、②は2回生以上配当、③④は2・3回生配当、無印は3・4回生配当です。
 2. ()内の漢数字は教室、演は演習室を表します。法科二及び法科5演は法科大学院棟3階。メ地下は学術情報メディアセンター南館地下講義室、メ201は学術情報メディアセンター南館2階です。
 3. 特別講義「夫婦・親子法の現代的課題」(一)床谷は、集中で開講。
 4. 時間割、教室は変更されることがあります。

また、公法・民事法・商事法・刑事法・民事訴訟法・刑事訴訟法・基礎法・政治の同一

分野に属する科目は、開講時間帯が重ならないよう時間割を編成している（資料Ⅱ－４）。

観点 学生や社会からの要請への対応

（観点に係る状況） 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応すべく、学部専門科目について、コース制や学科制で縛ることなく、学生の自由な選択を認めることで、学生個々が自らの関心とニーズに合わせて学習ができる機会を保障している（資料Ⅱ－１）。また、法学・政治学の学習と密接に関連している経済学部の科目についても、専門科目としての受講を認めている（資料Ⅱ－５）。その他に、法学部専門科目規定第４条に基づき開講される「特別講義」や、学生からの希望を受けて開く「特殊講義」も、例年、実施されている（資料Ⅱ－６）。さらに、法学・政治学の研究者をめざす学生が専門分野にかかる語学能力の基礎を修得できるように、英語・フランス語・ドイツ語について、外国文献研究の科目を設けている（資料Ⅱ－７）。

資料Ⅱ－５ 法学部専門科目規程…出典：便覧／京都大学法学部（平成 19 年度）7 頁

法学部専門科目規程

第二条 前二条に掲げるもののほか、次に掲げる専門科目を毎年開講する。ただし、特別の事情があるときは、教授会の議を経て、特定の科目を開講しないことがある。
 ミクロ経済学 社会経済学 進化経済学 経済政策論
 財政学租税論 経済史 労働経済論
 2 前項に掲げるもののほか、経済学部における次の科目を履修することができる。
 世界経済論 金融論 金融政策 基礎統計学 経済統計学
 経営学原理 会計学 経済学史 日本経済史 欧米経済史
 社会政策論 公共経済学 公共政策論
 3 前項に掲げる科目については、四単位に限り、卒業に必要な専門科目の単位に算入する。

資料Ⅱ－６ 特別講義・特殊講義（平成 18 年度・平成 19 年度）

出典：京都大学法学部便覧（平成 18 年度、19 年度）

年度	授業科目	担当教員名
平成 18 年度	特別講義「日本政治思想史」	非常勤講師（甲南大学法学部教授） 安西 敏三
	特別講義「中国法」	教授 森川 伸吾
	特別講義「外交史」	非常勤講師（名古屋大学情報文化学部助教授） 井口 治夫
	特別講義「法学基礎文献」	教授 棚瀬 孝雄
	特殊講義「EUの政治」	非常勤講師（北海道大学公共政策大学院教授） 遠藤 乾
平成 19 年度	特別講義「中国法」	教授 森川 伸吾
	特別講義「日本政治思想史」	非常勤講師（甲南大学法学部教授） 安西 敏三
	特別講義「外交史」	非常勤講師（名古屋大学情報文化学部准教授） 井口 治夫
	特殊講義「夫婦・親子法の現代的課題」	非常勤講師（大阪大学国際公共政策研究科教授） 床谷 文雄

資料Ⅱ－７ 外国文献研究（平成 18 年度・平成 19 年度）

出典：京都大学法学部便覧（平成 18 年度、19 年度）

年度	授業科目	担当教員名	講読文献
平成 18 年度	外国文献研究(独)	橋本 佳幸 教授	契約法・不法行為法の分野のドイツの連邦通常裁判所判決
	外国文献研究(仏)	中西 康 教授	Patrick COURBE, Droit de la famille, ed ed., 2005
	外国文献研究(英)	寺田 浩明 教授	伝統中国法の性格付けを巡る最近の英文論文
	外国文献研究(英)	唐渡 晃弘 教授	Oliver Zimmer, Nationalism in Europe, 1890-1940, Palgrave Macmillan, 2003
平成 19 年度	外国文献研究(独)	山本 豊 教授	ヨーロッパにおける契約法の統合に関するドイツ語文献
	外国文献研究(仏)	中西 康 教授	フランスの法・政治に関する最新の文献
	外国文献研究(英)	林 信夫 教授	ローマ法大全（Corpus iuris civilis）の英訳
	外国文献研究(英)	的場 敏博 教授	Kay Lawson and Thomas Poguntke, How Political Parties Respond, Routledge, 2004

平成 19 年度には、課外のリレー講演会として企業セミナーを実施し、平成 20 年度には、特別講義「アセット・マネジメントの実務と法」を開講する予定である。社会からの要請への対応の一つとしては、科目等履修生や聴講生の受け入れも行っている。

学習支援に関する学生のニーズへの対応としては、学生からの申し出があれば、教務掛窓口で対応し、教務委員を中心に検討している。学部自治会との協議・意見交換も随時行われている。特別講義の科目の設定は、学生のアンケート結果を尊重して決めることになっている。さらに、少人数科目である演習をつうじて要望を聞くこともある。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法学部は、学生の自主的な勉学方針に基づく主体的学習を促すため、学科制や専攻・コース制、専門科目の必修科目設定などの縛りを設けていない。その上で、幅広い学識と豊かな思考力の獲得を促すために全学共通科目の学習の機会を1・2年次に多く確保するとともに、専門科目についても科目の配列を工夫することにより、学生の体系的・段階的履修の促進と活性化を図っている。授業は、わが国で最高水準の研究業績を示す研究者教員が行っている上に、特殊講義・特別講義や外国文献研究を開講し、経済学部科目の履修を認めることなどにより、社会からの要請に対応する一方、学生の多様なニーズにも応えている。さらに、科目等履修生や聴講生を受け入れることにより、社会からの要請にも応えている。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点到に係る状況) 専門科目の授業は、外国書講読・外国文献研究・演習を除き、基本的に講義形式で行われている。外国書講読・外国文献研究については、少人数での輪読が行われている。演習については、少人数で実施するとともに、講義で学んだ知識を活用して法学・政治学の諸問題を個別に分析して討論できる能力を育成することができるよう、また、学生にそのような機会を与えるべく、基本的な専門科目については、講義に対応する演習を原則として開講する方針で臨んでいる。

法学研究科・法学部には、主に教育用として、13の教室(うち8室は法曹養成専攻専用で、1室は経済学部と共用)、29の演習室(うち17室は法曹養成専攻専用)、情報処理関係の施設などがあるが、ほとんどすべての部屋が、ほぼ毎曜日、法学部及び法曹養成専攻の授業に利用されている。演習室も、毎曜日、法学部、法政理論専攻及び法曹養成専攻の授業に利用され、あるいは、学生の自習のために提供されている。

学生便覧に、授業名、担当教員名、講義目的、講義内容等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されたシラバスを掲載し、年度当初に学生に配布している(資料Ⅲ-1、資料Ⅱ-3)。講義担当者が学期初めに別途詳細レジュメを配布することもある(資料Ⅲ-2)。

Ⅲ-1 法学部授業科目及び講義内容(一部)

…出典：京都大学法学部便覧(平成19年度)21～59頁

授業科目名	担当教員名	講義内容	配当学年	毎週時間	単位
日本法制史	教授 伊藤 孝夫	日本法の歴史的展開過程を概観する。本講義の主要な意図は、日本法の形成・転換過程の検討を通じ、現行日本の法体系を、時間軸に沿って、相対化して理解する視点を提供することにある。 1 前近代日本の法体系・法秩序の特質 古代・中世・近世において、近代法とは「異質」だが、それ固有の論理構造を備えた法体系・法秩序が作動していたことを確認し、検討する。 2 近代日本法の形成 明治前期に焦点をあて、西欧法体系の導入過程を、日本固有の法体系・法秩序との連続・不連続にも留意しな	4・3 ・2	前 4	4

		から検討する。 3 近代日本法の成立とその変容過程 明治中期における諸法典の整備を経て、社会変動との相互作用の下に展開していく法の变化を、第二次世界大戦後の法制改革期までの時期にわたって検討する。			
英米法概論	教授 木南 敦	本年度の英米法概論は、合衆国憲法のもとで樹立される政府について、その政府の構造と個人の権利の保障と連邦制に留意して取り扱う。政府に付託された立法権、執行権、司法権について取り上げてから、個人の権利の保障に移る。英米法においては基本的と思われる種々の概念は授業の中で説明を加える。授業の資料は進行に応じて配付する。	4・3	前4	4
労働法	教授 村中 孝史	本講義は、労働法の基本的枠組みと主要な法律問題について理解を得ることを目的とする。講義においては、まず、労働法の基本理念、憲法秩序における位置づけ、体系などに関して概説したのち、主要な法律問題について検討する。とりあげる法律問題としては、個別的労働関係において生じる問題を中心都市、たとえば、採用・人事異動・解雇、労働時間、賃金などに関する活動や労働協約などについても講義対象とする。	4・3	前2	2
刑事学	教授 吉岡 一男	犯罪学、刑事政策の領域を、大略、以下の内容について、講じる。 1 犯罪減少の概観と刑事制度の位置づけ 2 犯罪行為と犯罪行為者の研究・分析における諸々のデータとその意味及び理論仮説の紹介と検討 3 犯罪概念の適用と犯罪行為への対応（犯罪対策）の分析と検討 4 刑法による犯罪と刑罰の創設から、警察（予防と捜査）、保護（援助と監視）と続く刑事制度によると犯罪対応の現状分析と検討	4・3	後4	4
政治原論	教授 的場 敏博	「比較政党システム論」の観点から、現代政党システム論の論点を整理し、種々の議論の可否を検討する。 本年はそれに加えて、1993年から現在までの日本の政党政治について、やや詳しい論評を加える。	4・3 ・2	後4	4
国際政治経済分析	教授 鈴木 基史	本講義は、現代国際関係学の主要諸理論およびゲーム理論、意思決定理論などの社会科学方法論を学習し、それらを応用することによって安全保障、貿易、金融、環境などの政策諸領域において繰り広げられる国家間の対立と協調について考察することを目的とする。とくに、利益、権力、情報、制度という重要変数が対立と協調に与える影響を分析し、分権的な主権国家体系における国際対立の管理または国際協調の促進に資する諸条件、すなわち「国際ガバナンス」の本質を探究する。	4・3 ・2	後4	4

資料Ⅲ－2 講義レジュメの例（平成18年度後期 民法第4部（松岡久和教授担当））
出典：大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料] 法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）45頁

<p>2008年度民法第4部「債権各論」講義予定表</p> <p>おのおの教科書に準拠しますが、教科書に書かれていないことで重要と思われるものを参考書などで補充します。下記の項目は、教科書に付いていますが、添削レジュメのタイトルは異なることがあります（例：第2回が「契約の成立」）。</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>10月</td><td>3日</td><td>講義案内・契約の成立</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>6日</td><td>契約の成立</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>10日</td><td>契約の効力(1)</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>13日</td><td>契約の効力(2)</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>17日</td><td>契約の解除</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>20日</td><td>特約な売買など</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td>24日</td><td>買戻権(1)</td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td>27日</td><td>買戻権(2)</td></tr> <tr><td>9</td><td></td><td>31日</td><td>損害賠償</td></tr> <tr><td>10</td><td>11月</td><td>7日</td><td>雇用・請負・委任など</td></tr> <tr><td>11</td><td></td><td>10日</td><td>組合など</td></tr> <tr><td>12</td><td></td><td>14日</td><td>贈与・使用貸借など</td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td>17日</td><td>不法行為の発展</td></tr> <tr><td>14</td><td></td><td>21日</td><td>通知(1)</td></tr> <tr><td>15</td><td></td><td>28日</td><td>通知(2)</td></tr> <tr><td>16</td><td>12月</td><td>1日</td><td>因果関係</td></tr> <tr><td>17</td><td></td><td>5日</td><td>損害賠償(1)</td></tr> <tr><td>18</td><td></td><td>8日</td><td>損害賠償(2)</td></tr> <tr><td>19</td><td></td><td>12日</td><td>高度不法行為</td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td>15日</td><td>通知拒絶</td></tr> <tr><td>21</td><td></td><td>19日</td><td>使用借賃など</td></tr> <tr><td>22</td><td></td><td>22日</td><td>工作物責任など</td></tr> <tr><td>23</td><td>1月</td><td>9日</td><td>不可抗力</td></tr> <tr><td>24</td><td></td><td>12日</td><td>事務管理など</td></tr> <tr><td>25</td><td></td><td>16日</td><td>契約・不法行為の位置づけ</td></tr> </table> <p>http://www.natsuoaka.law.kyoto-u.ac.jp</p>	1	10月	3日	講義案内・契約の成立	2		6日	契約の成立	3		10日	契約の効力(1)	4		13日	契約の効力(2)	5		17日	契約の解除	6		20日	特約な売買など	7		24日	買戻権(1)	8		27日	買戻権(2)	9		31日	損害賠償	10	11月	7日	雇用・請負・委任など	11		10日	組合など	12		14日	贈与・使用貸借など	13		17日	不法行為の発展	14		21日	通知(1)	15		28日	通知(2)	16	12月	1日	因果関係	17		5日	損害賠償(1)	18		8日	損害賠償(2)	19		12日	高度不法行為	20		15日	通知拒絶	21		19日	使用借賃など	22		22日	工作物責任など	23	1月	9日	不可抗力	24		12日	事務管理など	25		16日	契約・不法行為の位置づけ	<p>2006年度民法第4部「債権各論」第1回 契約法序論</p> <p>第1回 講義案内・契約法序論</p> <p>2006/10/03 松岡 久和</p> <p>【講義案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の趣旨 ・講義日程について ・教科書・参考書について <p>【契約法序論】</p> <p>0 「債権各論」では何を学ぶか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権各論＝債権の発生原因に関する債権各論に関する関係 合意＝意思表示の合意に基づくもの 契約 事件管理 不可抗力 不法行為 <p>基づかないもの＝法定債権関係</p> <p>1 契約の意義</p> <p>(1) 契約という規制法の必要性（教科書201～202頁） (2) 伝統的な意味のある契約と社会的な契約（204～205頁）</p> <p>Case 01-01 Xは、YとAホテルでのデートの約束をしたが、Yが約束に反してBホテルに現れたため、Aホテルのレストランに食事代を2人分払わされた。Xは、Yに損害賠償を求めたいことができるか。単なるデートの約束は全く、合意をXがYの分も含めて「予約」という約束だった場合はどうか。</p> <p>問題 2（オフェンス事件）＝自然債務？、3（オフェンス事件）＝心算問題？ 東京裁判大22（月日不明）新開98年14頁；永代念仏事件 三木2 「予約」という言葉の意味と債権関係（教科書205頁参照）</p> <p>2 契約法と法律行為論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンダクタン体系的整理 契約類型：契約の成立の要件：成立・効力・解除 <p>債権各論の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約各論：1項の典型契約に特有の成立・効力・解除 ・契約を中心とする債権行為の存在性：債権行為の成立・意思表示の伝達（90～117頁） ・債権に共通の要件：目的、効力、多数当事者関係、債権譲渡・引継（139～150頁） <p>http://www.natsuoaka.law.kyoto-u.ac.jp</p>
1	10月	3日	講義案内・契約の成立																																																																																																		
2		6日	契約の成立																																																																																																		
3		10日	契約の効力(1)																																																																																																		
4		13日	契約の効力(2)																																																																																																		
5		17日	契約の解除																																																																																																		
6		20日	特約な売買など																																																																																																		
7		24日	買戻権(1)																																																																																																		
8		27日	買戻権(2)																																																																																																		
9		31日	損害賠償																																																																																																		
10	11月	7日	雇用・請負・委任など																																																																																																		
11		10日	組合など																																																																																																		
12		14日	贈与・使用貸借など																																																																																																		
13		17日	不法行為の発展																																																																																																		
14		21日	通知(1)																																																																																																		
15		28日	通知(2)																																																																																																		
16	12月	1日	因果関係																																																																																																		
17		5日	損害賠償(1)																																																																																																		
18		8日	損害賠償(2)																																																																																																		
19		12日	高度不法行為																																																																																																		
20		15日	通知拒絶																																																																																																		
21		19日	使用借賃など																																																																																																		
22		22日	工作物責任など																																																																																																		
23	1月	9日	不可抗力																																																																																																		
24		12日	事務管理など																																																																																																		
25		16日	契約・不法行為の位置づけ																																																																																																		

主として大規模講義においてきめ細かな配慮を行うため、TA の活用を行っている。TA は、年度ごとに、授業科目担当者の希望に沿って採用している（資料Ⅲ－3）。

資料Ⅲ－3 TAの採用状況…出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）24頁

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
TA採用数	専門科目	11	11	10	7
	全学共通科目	5	2	1	2

成績評価基準・卒業認定基準とも、法学部規程・法学部専門科目規程に定められているものに従い、実施されている。成績評価・単位認定については、筆記試験については、匿名採点の方法を採用することで、厳正な客観的評価を確保している。成績評価については、匿名採点の方法を採用しており、客観的かつ正確な採点ができるような制度的措置を講じている。また、各科目間での評点のずれが生じないように、評点の分布・比率（80点以上の答案の割合、最高点の目安等）についても一定の基準を設けている（資料Ⅲ－4）。また、最終的な卒業判定は、関係書類を整備して教員全員の縦覧に供し、教授会において判定を行っている。

Ⅲ－4 専門科目試験に係る教員への配布文書…出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）47頁

<p style="text-align: center;">採点依頼</p> <p>実施日：平成18年7月24日(月) 13:40～15:30</p> <p>科目名：_____</p> <p>教員名：_____ 教員</p> <p>上記の答案を送付いたしますので、下記期日までに採点方よろしくお願いたします。</p> <p>提出期限：平成18年9月1日(金)</p> <p>4回生以上 受験者内訳数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1年生</td> <td>2年生</td> <td>3年生</td> <td>4回生</td> <td>他学部</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>3回生以下 受験者内訳数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>3回生</td> <td>2回生</td> <td>1回生</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">受験者合計</p> <p style="font-size: small;">(注)採点基準 本学部の採点は100点満点で60点以上を合格とします。 なお、前期試験・学年末試験の採点結果は、法学部入試の書類選考等における判定対象となるだけでなく、法科大学院入試などの重要資料となるため、採点にあたっては以下の基準にしたがって下さい。 ①及第点を与える者のうち、上位おおむね15%から20%程度の者に80点以上の点を得させるように採点して下さい。 ②採点を与える者の数が非常に少ない場合には、この限りではありません。 ただし、及第点を与える者が非常に少ない場合には、この限りではありません。 ③採点にあたっては、非常に優れている答案の上限を87点前後として下さい。 なお、答案の保存期間は、実施年度の翌年度末までとなっておりますので申し添えます。</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">京都大学法学部教務掛</p>	1年生	2年生	3年生	4回生	他学部	計							3回生	2回生	1回生	計					<p>(注)採点基準</p> <p>本学部の採点は100点満点で60点以上を合格とします。</p> <p>なお、前期試験・学年末試験の採点結果は、法学部入試の書類選考等における判定対象となるだけでなく、法科大学院入試などの重要資料となるため、採点にあたっては以下の基準にしたがって下さい。</p> <p>① 及第点を与える者のうち、上位おおむね15%から20%程度の者に80点以上の点を得させるように採点して下さい。</p> <p>② 採点にあたっては、非常に優れている答案の上限を87点前後として下さい。</p> <p>なお、答案の保存期間は、実施年度の翌年度末までとなっておりますので申し添えます。</p> <p style="text-align: right;">京都大学法学部教務掛</p>
1年生	2年生	3年生	4回生	他学部	計																
3回生	2回生	1回生	計																		

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況) 単位の実質化への配慮としては、16年度入学者以降には、専門科目(演習を除く)についてキャップ制を実施している。具体的には、2年次32単位、3年次36単位、4年次40単位を上限にするとともに、2年次と3年次については、前期・後期のそれぞれにつき20単位を上限とすることで、個々の専門科目についての学生の堅実な学習を促している(資料Ⅲ－5)。

また、新入生および2年次生（転学部生・編入学生を含む）を対象として、それぞれ4月に教務主任等が履修指導を実施し、単位数、キャップ制、履修登録、休学等の制度の説明をしている（資料Ⅲ—6）。

学習面での相談・助言は、各授業・演習の担当教員個々の方針・意向を尊重し、各事例に則し対応を行っている。成績不良者に対する指導は、教務委員会と教務掛で行っているほか、授業・演習を担当する個々の教員によって、学生の希望に応じて個別指導（面談）を行っている。

外国人留学生への学習支援としては、留学生相談室を設置し、留学生の学生生活全般に係わる相談を担当する専任講師を配置している。チューターによるサポートも行っている。

学部学生の自主学習向けの設備としては、学習室を確保しているほか（平成18年度に拡充した）、演習室等についても許可を受けた利用を認めている。また、法学部図書室については、利用時間を午前9時から午後8時までとしているうえに、授業のない土曜日にも開室している（ただし、土曜日は午後5時まで）（資料Ⅲ—7）。学生は、附属図書館と法学部図書室を相当の頻度で利用している（資料Ⅲ—8）。

資料Ⅲ—5 キャップ制／法学部専門科目規程第5条
…出典：京都大学法学部便覧（平成18年度）7頁

法学部専門科目規程
第5条履修登録をすることができる専門科目（演習を除く。）は、2年次生は32単位、3年次生については36単位、4年次生については40単位までとし、かつ2年次生及び3年次生は、各学期につき20単位までとする。
2 法学部規程第11条の規定により本学部に転学部した者については、1回生配当科目の単位は、前項に定める単位数に算入しない。
3 第1項の規定は、法学部規程第11条の規定により第三年次に入学した者については適用しない。

資料Ⅲ—6 平成19年度 法学部 履修指導の予定表
…出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）54頁

平成19年度 履修指導
日 時：平成19年4月4日 14:00～
場 所：法経第一教室
対 象：新入生全員（新転入学部生、新第3年次編入学生を含む）
および新2回生の希望者
1. 法学部専門科目の履修について（14:00～14:25） 潮見 教授
2. 卒業後の進路について（14:25～14:40） 潮見 教授
3. 法学部生としての倫理について（14:40～14:50） 潮見 教授
休 憩（5分間）
4. 国家試験について
a. 司法試験（14:55～15:15） 塩見 教授
b. 公務員試験（15:15～15:35） 秋月 教授

資料Ⅲ—7 法学部図書室学習室利用規程
…出典：京都大学大学院法学研究科・法学部規程集

法学部図書室学習室利用規程
（平成18年11月9日法学研究科教授会決定）
第1条（管理）
法学部図書室学習室（以下「学習室」という。）は、法学研究科が管理する。
法学研究科は、図書主任に、学習室の管理の実施を委ねる。
第2条（入室・利用）
学習室に入室できる者は、教職員及び法学部の学生とする。
学習室を学習以外の目的で利用してはならない。
第3条（休室）
学習室の休室日は次のとおりとする。
1. 日曜日、国民の祝日及び本学創立記念日
2. 12月27日より1月5日まで
3. 学部入学試験期間
4. その他図書主任の指定する日
第4条（開室時間）
学習室は、午前9時に開き午後8時に閉じる。土曜日及び15日（15日が土曜日、日曜日の場合にはその直後の月曜日、祝日の場合にはその翌日）は、午後5時に閉じる。
第5条（規程違反に対する措置）
図書主任は、この規程に違反した利用者に対して、学習室の利用の停止その他適当な措置をとることができる。

資料Ⅲ—8 法学部図書室利用統計・閲覧利用統計…出典：大学機関別認証評価 自己評価書〔付属資料〕法学部・法学研究科データ・資料集（平成19年6月）69～70頁

法学部図書利用統計表

年度	区分	法学研究科・法学部				他学部	他大学	合計
		教員	大学院生	学部学生	その他			
平成16年度	冊数	1,043	4,922	2,237	497	182	107	8,988
	人数	2,175	11,238	3,246	1,114	237	117	18,127
平成17年度	冊数	1,118	4,504	2,229	417	158	192	8,618
	人数	2,358	10,692	3,512	877	189	192	17,820
平成18年度	冊数	1,140	4,330	1,845	390	143	211	8,059
	人数	2,613	9,521	2,824	822	219	211	16,210

貸出図書冊数（和洋書別）

年度	区分	教員
平成16年度	洋書	4,911
	和書	13,216
平成17年度	洋書	4,705
	和書	13,115
平成18年度	洋書	3,921
	和書	12,289

閲覧利用統計（月別、図書・雑誌別）

図書

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成16年度	冊数	212	208	265	215	100	135	240	221	185	149	108	88
	人数	435	340	506	390	680	1,955	490	412	385	301	332	329
平成17年度	冊数	287	358	547	519	238	209	462	447	381	198	416	207
	人数	179	198	215	181	100	110	256	211	219	102	93	61
平成18年度	冊数	303	381	326	370	132	67	482	334	310	218	258	183
	人数	188	230	193	206	69	37	261	179	163	118	117	86

雑誌

年度	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成16年度	冊数	156	204	178	114	75	131	253	309	205	169	79	78
	人数	441	492	494	231	248	470	751	793	482	430	189	224
平成17年度	冊数	373	420	373	254	180	290	729	548	585	284	263	274
	人数	156	178	175	116	71	120	258	214	228	104	93	72
平成18年度	冊数	389	527	362	333	386	330	726	414	472	284	253	275
	人数	171	219	184	136	100	90	281	176	184	85	96	104

法学部の学生には、情報環境機構の法学部用サテライトを通じて、インターネットにアクセスできる環境が整えられている。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 授業は基本的には講義形式で行われるが、外国文献研究等は少人数での輪読であり、演習では少人数の討論も行われる。単位の実質化への配慮から、平成16年度入学生からは、演習を除く専門科目にキャップ制を導入した。講義の目的、内容、教科書・参

考書などの記されたシラバスが毎年度当初に配布されるほか、法学部図書室の拡充等により、自主学習の便宜も図っている。成績評価については、匿名採点の方式で厳正な客観性を確保しているうえに、評点の分布・比率に一定の範囲を設け、科目間での評点のずれを抑えている。成績評価とともに、卒業判定もまた、基準に従い厳正に行われている。年度初めの履修指導は適切に機能している。学習相談への取り組みは、教務委員や教務掛担当事務職員、さらに授業の前後の時間の教員による直接の指導などにより、学生が教員に相談する機会は十分に開かれている。

分析項目Ⅳ 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況) 司法試験の合格者(資料Ⅳ-1)のほか、国家試験合格者数、大学院進学者数、就職者数等の推移については資料Ⅴ-1に、在学者数およびその内訳ならびに留年者数の推移については資料Ⅳ-3に、それぞれ示す通りである。

資料Ⅳ-1 京都大学法学部在学者・卒業生並びに京都大学法科大学院修了者の司法試験合格者数(()内は合格者総数、[]内は法科大学院在学者の旧司法試験合格者数)…
 出典:大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料]法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)50頁

	(旧)司法試験合格者数	新司法試験合格者数	備考
平成11(1999)	112 (1000)		
平成12(2000)	108 (994)		
平成13(2001)	90 (990)		
平成14(2002)	110 (1183)		
平成15(2003)	116 (1170)		
平成16(2004)	147 [13] (1483)		法科大学院設立
平成17(2005)	116 [11] (1464)		
平成18(2006)	43 [2] (549)	87 (1009)	新司法試験開始
平成19(2007)	25 [1] (248)	135 (1851)	

資料Ⅳ-3 京都大学法学部 学年別在学状況…出典:大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料]法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)50頁

年度		1回生	2回生	3回生	4回生	留年者	在学者合計
平成15年	在学者数	366	379	404	424	640	2,213
	休学者数	0	1	6	4	174	185
平成16年	在学者数	336	388	386	402	454	1,966
	休学者数	0	0	2	3	60	65
平成17年	在学者数	333	358	392	386	380	1,849
	休学者数	0	0	1	3	22	26
平成18年	在学者数	335	346	367	390	335	1,773
	休学者数	0	0	0	1	8	9
平成19年	在学者数	337	349	353	367	279	1,685
	休学者数	0	0	0	3	7	10

卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見の聴取等、教員・在校生・卒業生の親睦団体である京都大学有信会の各種行事に教員も積極的に参加し、懇談等の機会を持つことによって、本学部の教育の在り方、その成果に関する各界の意見を聞くように努めている(資料Ⅳ-4)。演習のOB会の活動も盛んであり、そこでも元担当教員は個別に意見を聞く機会がある。

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況) 授業・演習を担当する個々の教員が、個別事例に即して学生の意見や

声を聴取している。また、過去2年間にわたる検討や一定の科目についての試行の後、平成19年度後期に全科目について学生アンケートを実施した。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由) 学業の成果について、卒業後の進路などの結果から判断して、卒業時において学生に身に付けさせる学力や資質・能力および養成しようとする人物像や、法学部教育が応えようとする関係者の期待に照らして、教育の成果はあがっていると思われる。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

(1)観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

学部学生については、(新司法試験実施前の状況であるが)司法修習生、法科大学院進学、中央官庁および地方自治体の公務員、民間企業、法科大学院以外の大学に進学しての研究活動など、法学部が想定する関係者の期待に添った仕方で、卒業生の進路が決まっている(資料Ⅴ-1)。

資料Ⅴ-1 卒業生の進学状況…法学研究科事務部資料に基づき作成

	法科大学院		その他の大学院			そ大 の 他学	合進 学 計者
	法京 科都 大 学 院	法他 科大 学 院	法大 学 研 究 科	教公 育共 大政 学都 院学	学そ の 他 の 大 学 院		
平成16年度 卒業生	62	40	11	—	11	1	125
	102		22				
平成17年度 卒業生	87	18	3	13	5	0	126
	105		21				
平成18年度 卒業生	94	43	4	8	7	2	158
	137		19				
平成19年度 卒業生	93	41	2	9	5	0	150
	134		16				

資料Ⅴ-2 卒業者数及び就職・進学状況…大学機関別認証評価 自己評価書 [付属資料]
法学部・法学研究科データ・資料集(平成19年6月)51頁

卒業者数及び就職・進学状況

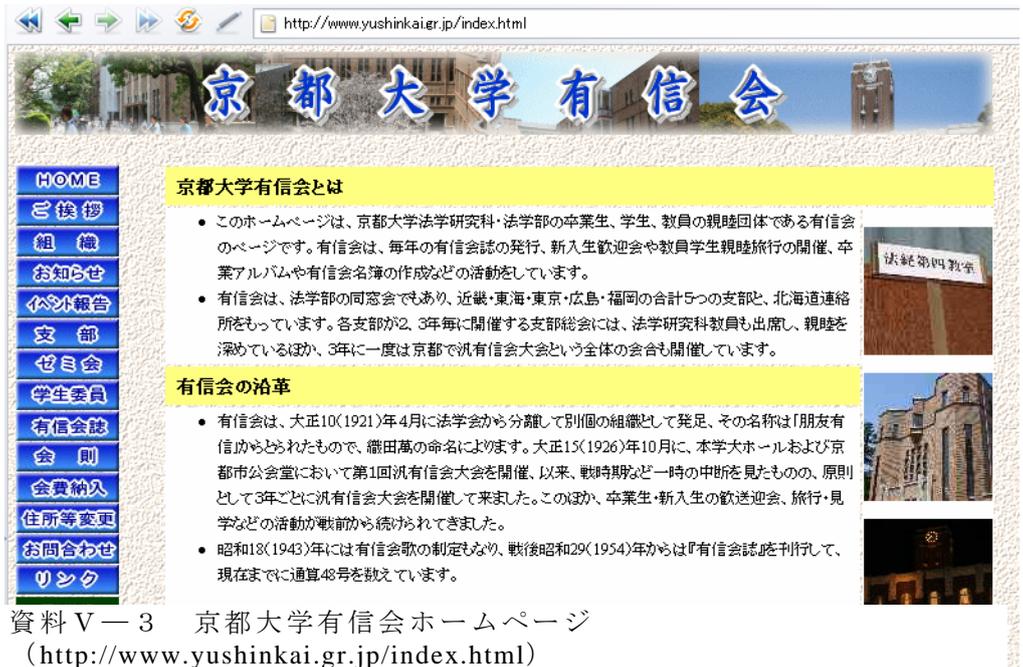
卒業年	卒業者数	就職・進学者等数								
		司法 修習生	国家 公務員	外交官	地方 公務員	大学院 進学	銀行	保険 証券	製造業	サービ ス他
平成11 年度卒業	420(106)	59(20)	31(6)	1(1)	42(13)	29(10)	32(1)	17(2)	48(10)	161(43)
平成12 年度卒業	435(112)	64(17)	18(5)	2(0)	27(12)	28(6)	36(4)	24(4)	50(13)	186(51)
平成13 年度卒業	413(105)	39(10)	23(6)	0(0)	29(8)	24(6)	30(4)	23(7)	37(13)	208(51)
平成14 年度卒業	411(115)	30(4)	20(3)	0(0)	22(6)	26(8)	27(3)	16(3)	42(11)	225(77)
平成15 年度卒業	592(152)	36(6)	22(5)	2(1)	30(8)	118(41)	25(3)	12(1)	40(9)	307(76)
平成16 年度卒業	461(120)	15(0)	13(5)	1(0)	15(0)	124(29)	23(1)	9(3)	25(12)	226(70)
平成17 年度卒業	410(127)	11(2)	13(7)	0(0)	3(1)	126(37)	18(4)	9(0)	20(7)	210(69)
平成18 年度卒業	426(118)	5(0)	12(4)	2(0)	10(0)	158(53)	31(2)	11(2)	17(7)	180(46)
平成19 年度卒業	335(102)	0	7(4)	2(0)	5(2)	150(44)	22(5)	9(2)	24(10)	136(35)

※ () 内は、女子で内数。平成15年度卒業以降は、9月卒業も含む。

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況) 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見(声)は、教員・在校生・卒業生の親睦団体である京都大学有信会の各種行事に教員も積極的に参加し、懇談等の機会を持つことによって、本学部の教育の在り方、その成果に関する各界の意見を聞くように努めている(資料 V-3)。演習の

OB 会の活動も盛んであり、そこでも元担当教員は個別に意見を聞く機会がある。



資料 V-3 京都大学有信会ホームページ
(<http://www.yushinkai.gr.jp/index.html>)

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待された水準にある。

(判断理由) 本学部学生・卒業生は、司法試験、国家試験、大学院進学等で順調な成果を残しているほか、社会の多方面で活躍しており、教育の成果が上がっていると思われる。卒業生も含む学部の親睦団体の会合等の際に、個々の教員が本学部の教育成果について意見を聞く機会が定期的にある。

Ⅲ 質の向上度の判断

① 例1「学生への授業アンケート調査の実施」(分析項目Ⅰ)

(質の向上があったと判断する取組) 平成20年度以降の学部FD活動の正式発足に向けて、結果を担当教員に提示して授業の改善等に役立てることを目的に、平成19年度は試行として、同年度学部後期開講科目のすべてについて、授業に関する学生へのアンケート調査を行い、教育内容・方法の改善に向けて組織的な取り組みを本格的に開始した点で質の向上があったと判断できる。

② 事例2「キャップ制導入などによる体系的・組織的学習促進」(分析項目Ⅲ)

(質の向上があったと判断する取組) 学生の自学自習の精神を涵養しつつ、キャップ制の実施による体系的・組織的学習を促進し、単位の実質化を図ることによって、教育方法を改善した点で質の向上があったと判断できる。